

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第74期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 フクビ化学工業株式会社

【英訳名】 FUKUVI CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 八 木 誠一郎

【本店の所在の場所】 福井市三十八社町33字66番地

【電話番号】 0 7 7 6 (3 8) 8 0 0 2

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 大 畑 忠

【最寄りの連絡場所】 福井市三十八社町33字66番地

【電話番号】 0 7 7 6 (3 8) 8 0 0 2

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 大 畑 忠

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

フクビ化学工業株式会社 東京支店
(東京都品川区大井1丁目23番3号(フクビビル))

フクビ化学工業株式会社 大阪支店
(大阪府吹田市江の木町17番12号(フクビビル))

フクビ化学工業株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区栄3丁目12番4号(フクビビル))

(注) 名古屋支店は法定の縦覧場所ではないが、投資家便宜のため、縦覧に供しています。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第72期中	第73期中	第74期中	第72期	第73期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	25,136	26,009	23,980	52,062	52,860
経常利益 (百万円)	801	1,122	854	2,183	2,403
中間(当期)純利益 (百万円)	208	422	292	459	876
純資産額 (百万円)	22,728	27,610	28,236	23,162	28,164
総資産額 (百万円)	50,480	50,037	49,826	51,688	51,442
1株当たり純資産額 (円)	1,100.00	1,125.58	1,144.32	1,121.13	1,143.08
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	10.06	20.43	14.13	22.07	42.41
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.0	46.4	47.4	44.8	45.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	456	△1,506	△1,280	4,406	577
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△655	△471	△904	△1,181	△2,067
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,291	△740	△330	△1,524	399
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	5,217	5,785	4,887	8,480	7,391
従業員数 (名)	1,018	988	992 [119]	1,001	981 [115]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第72期中	第73期中	第74期中	第72期	第73期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	21,526	22,064	20,631	44,377	44,509
経常利益 (百万円)	543	659	697	1,520	1,371
中間(当期)純利益 (百万円)	246	364	360	420	726
資本金 (百万円)	2,194	2,194	2,194	2,194	2,194
発行済株式総数 (千株)	20,688	20,688	20,688	20,688	20,688
純資産額 (百万円)	22,352	22,673	22,921	22,664	22,890
総資産額 (百万円)	42,593	42,428	41,619	43,388	42,817
1株当たり配当額 (円)	7.5	7.5	7.5	15.0	15.0
自己資本比率 (%)	52.5	53.4	55.1	52.2	53.5
従業員数 [外、平均臨時 雇用人員] (名)	790 [97]	793 [97]	801 [104]	782 [96]	785 [100]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
建築資材	602[70]
産業資材	221[31]
その他	100[10]
全社(共通)	69 [7]
合計	992[119]

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	801[104]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

- 1 当社グループにおいて、当社以外は労働組合はありません。
- 2 当社の労働組合は昭和35年8月21日福井ビニール工業株式会社(現 フクビ化学工業株式会社)労働組合として発足し以来円満に終始し、今日までに労働紛争はありません。
- 3 昭和44年1月1日全国化学一般労働組合同盟に加入。
- 4 平成19年9月30日現在組合員数は、422名。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、好調な企業業績に支えられ、民間設備投資が増加したことから、景気は緩やかな拡大基調を辿りました。しかしながら、一方では原油価格の高騰、サブプライムローンに端を発した国際的な金融不安の波及、改正建築基準法施行の影響などにより、景気の先行きに不透明感が漂い始めています。

住宅業界にあつては、平成19年度4～9月、特に7～9月の新設住宅着工は、改正建築基準法施行の影響等により、大幅な減少となりました。全体としては戸数ベースで前年同期を19.7%下回る53.3万戸となり、床面積ベースで18.9%減少の46,273千㎡となりました。

このような経済環境におきまして、当社グループは3ヵ年中期経営計画を推進する中、引き続き経営体質の強化と利益重視の営業活動を展開し、売上原価の低減並びに生産性の向上に注力しました。その結果、売上高につきましては、中核商品が善戦する一方、低粗利商品の販売見直しの継続、更には新設住宅着工激減の影響などにより、前年同期に比べて7.8%減少の239億80百万円となりました。

利益面におきましては、売上高が減少する一方、売上原価の低減に注力した結果、売上総利益は60億39百万円で前年同期からの減少を2.1%に抑えることができました。また、減価償却制度改正の影響もあり、経常利益は前年同期比23.9%減少の8億54百万円、中間純利益は前年同期比30.9%減少の2億92百万円となりました。

売上高経常利益率は3.6%であり、前年同期に比べて0.7ポイント減少しました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 建築資材事業

建築資材部門の売上は、前年同期に比べて8.5%減少し、164億62百万円となりました。売上高全体では、68.6%を占めました。

うち外装建材は、36億51百万円で、前年同期比7.8%減少しました。防風透湿シートは伸び悩みましたが、外装下地材、外装装飾部材は好調に推移しました。

内装建材は、52億68百万円で、前年同期比6.5%減少しました。廻り縁・巾木、見切りは伸び悩みましたが、点検口枠は順調でした。

床関連材は、53億97百万円で、前年同期比10.2%減少しました。二重床システム、床タイルは伸び悩みましたが、床支持具は堅調な伸びを示しました。

システム建材は、21億45百万円で、前年同期比10.6%減少しました。防蟻・防湿シート工法は伸び悩みましたが、リフォーム用膜天井工法は順調に伸長しました。

また、営業利益は前年同期に比べて34.8%減少し、10億24百万円となりました。

② 産業資材事業

産業資材部門の売上は、前年同期に比べて17.7%減少し、38億66百万円となり、売上高全体に占めるシェアは16.1%でした。営業利益は、37.3%減少し、1億27百万円となりました。

住宅設備部材、車両用部材が伸びましたが、サッシ用開口枠は伸び悩みました。また、産業資材部門における受注残高は当中間連結会計期間末5億62百万円で、産業資材部門の月平均製品売上高の0.6ヶ月分に相当しております。

③ その他

その他部門の売上は、前年同期に比べて9.9%増加し、36億52百万円となり、売上高全体に占めるシェアは15.2%でした。営業利益は、360.3%増加し、7億39百万円となりました。

反射防止パネルが好調に伸長しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは、以下のとおりです。

まず、営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益7億97百万円、減価償却費7億8百万円、有形固定資産除却損・売却損88百万円などの増加要因に対し、売上債権の増加9億2百万円、仕入債務の減少12億91百万円、法人税の支払4億89百万円などの減少要因があり、前年同期に比べ2億26百万円増加し、12億80百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、機械設備等の有形固定資産の取得による支出4億41百万円、投資有価証券による取得4億28百万円などにより、前年同期に比べ4億33百万円減少し、9億4百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の減少11億6百万円、長期借入金の借入10億円などにより、前年同期に比べ4億10百万円増加し、3億30百万円の減少となりました。

以上、連結キャッシュ・フローは、前連結会計年度末に比べ、合計で25億4百万円減少し、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は48億87百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製商品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製商品も多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」における各事業の種類別セグメント業績に関連付けて示しております。

(注) 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
伊藤忠建材(株)	5,295	20.4	4,782	19.9
三井住商建材(株)	2,593	10.0	2,345	9.8

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の連結子会社)が対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(買収防衛策について)

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社である以上、当社株主の判断は、当然に個々の株主の自由意思に基づき、株式市場における自由な売買取引を通じて具現されるものと考えております。従いまして、たとえ大規模買付者から当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合でも、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する個々の株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の株式市場においては、自らの短期的な経済利益のみを追求して、一方的に大規模な株式の買付を強行するといった動きが徐々に顕在化しつつあります。また、この傾向は、外国企業が日本の子会社を通じて日本企業を買収する「三角合併」の解禁により一層強まるという見方もあります。即ち、このような大規模買付行為の中には、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で会社または会社関係者に引き取らせるもの、②会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業情報、主要取引先・顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるもの、③会社経営を支配した後に当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とするものなど、その目的等からみて、必ずしも企業価値および株主の共同の利益の維持・向上に資するとはいえないものが存在します。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付け行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

II-I. 中期経営計画に基づく取組み

当社は、現在、3カ年中期経営計画(平成18年3月期～平成20年3月期)を推進しており、「絶対品質」「絶対スピード」「絶対コスト」というフクビ絶対主義のもとに、

- ①既存事業分野におけるブランド製品の拡充
- ②不採算事業の見極めと、黒字転換不可能な事業の早期整理・撤収
- ③徹底したコストダウンの推進
- ④今後成長が見込まれる新規分野への事業算入と、そのための異形押出技術に次ぐコア技術の開発
- ⑤経営基盤の整備

という5つの全社基本戦略を設定して取り組んでおります。

当社はこのような中期経営計画を達成することを当面の目標とし、企業価値および株主共同の利益の維持・向上を図ります。

II-II. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つと位置付けております。グループにとっての重要なステークホルダーであります株主、取引先および従業員にとっての企業価値の持続的な向上を図り、更に、企業の社会的責任、社会的使命を果たしていくために

も、

- ①意思決定機能と業務執行機能の分離による効率的な企業経営の実践
- ②監視・牽制機能強化による企業経営の透明性・公正性の向上
- ③内部統制システム構築による適時かつ的確なリスクコントロール態勢の整備
- ④役職員の企業倫理・遵法マインドの徹底的な高揚

を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に向け不断の努力を続けております。

Ⅲ．会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、かつ向上させることを目的として、特定株主等の議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に係る対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

Ⅲ－Ⅰ．本プラン導入の目的

当社は、大規模買付行為が行われる場合でも、真に当社の企業価値および当社の株主の皆様の共同の利益に資するものであり、かつ当社の利害関係者にとって有益であれば、これを否定するものではありません。しかしながら、Ⅰ．の基本方針にも記載の通り、大規模な株式の買付行為の中には、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものがござります。従いまして、株主の皆様に適切にご判断を行っていただくためには、下記Ⅲ－Ⅱ．の「大規模買付時のルール」（以下「本ルール」といいます。）に定めるとおり、大規模買付者に対して情報提供の要請を行い、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益に適うか否か等について、現に当社の経営を担っている取締役会の評価・意見を含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠であると考えます。

当社取締役会は、本ルールに基づいて、大規模買付者に対して本ルールの遵守を求め、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合、または本ルールに則っていたとしても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合には、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものといたします。

Ⅲ－Ⅱ．大規模買付時のルール

当社は、上述の考え方に基づき、本ルールを定め、当社株式の大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者に対し本ルールを遵守することを求めることとします。なお、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合等には、当社は一定の措置を講じる場合があります。

Ⅲ－Ⅱ－Ⅰ．大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者には、当社株主の皆様および当社取締役会が、当該大規模買付行為が真に当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるか否かを判断するに足る、必要十分にして適切な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を大規模買付行為に先立って提出していただきます。

大規模買付者には、まず、大規模買付行為を行うに当たり、①大規模買付者の氏名または名称、②住所または本店、事務所等の所在地、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤大規模買付行為の概要、および⑥本ルールに定められた手続きを遵守する旨の誓約を明示した書面を提出していただきます（かかる書面を以下「意向表明書」といいます。）。当社取締役会は、意向表明書の提出があった場合、速やかにこれを独立委員会（以下Ⅲ－Ⅱ－Ⅲ、およびⅢ－Ⅱ－Ⅳ、参照）に提供します。

当社は、上記①から⑥までのすべてが記載された意向表明書受領後10営業日以内（初日不算入）に、大規模買付者に対して大規模買付情報として記載していただく事項について書面（リスト）を送付し、大規模買付者には、当該書面に則って大規模買付情報を記載した上で意向表明書とは別個に当社に提出していただきます。当社取締役会は、かかる大規模買付情報が提出された場合には、速やかに独立委員会に提供します。なお、ご提出いただいた大規模買付情報が、当社取締役会および独立委員会の意見形成等のために十分でないと当社取締役会および独立委員会が判断した場合は、当社取締役会において回答期限を定め追加的に情報提供をしていただくことがあります。また、意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提供された大規模買付情報、あるいはその他大規模買付行為に関連する諸情報で、当社株主の皆様への判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては、その全部または一部を適切な方法にて開示いたします。

大規模買付情報として提出を要請する情報は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。））の概要、経歴、事業内容、財務内容等
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③大規模買付行為に際しての、第三者との間における意思連絡の有無、および意思連絡がある場合にはその内容（議決権の行使、取得株式の売却に関する意思連絡等を含みます。）
- ④買付価格の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。））の具体的な名称、資金調達方法等
- ⑤大規模買付行為完了後に意図する、当社および当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、資本政策等
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する、当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策、ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑦当社および当社グループの顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係について、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑧その他大規模買付行為の妥当性等を判断するために当社取締役会または独立委員会が必要と考える情報

Ⅲ－Ⅱ－Ⅱ．当社取締役会による評価・検討

前項において必要十分にして適切な大規模買付情報が提供されたと認められた場合、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討して、大規模買付者との交渉、あるいは意見形成、代替案策定等を行う一定の時間的猶予（以下「評価期間」といいます。）が確保されるべきであると思料し、大規模買付手法の態様により、以下の①または②に掲げる期間を設定いたします。ただし、独立委員会は、合理的な理由がある場合には、評価期間の延長を当社取締役会に対して勧告することができ、当社取締役会は、かかる勧告に基づき評価期間を合理的な範囲内で延長することができるものとします。この場合には、延長期間および

その理由を速やかに開示します。

- ①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合には60日間（初日不算入）
- ②その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）

この評価期間の開始日は、当社取締役会が決定のうえ、大規模買付者に対して通知します。当該期間中、当社株主の皆様判断に資することを目的とし、次項に定める独立委員会が大規模買付者から提供された大規模買付情報を評価・検討し、その審議結果を当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、提供された当該大規模買付情報に基づき自らも評価・検討を行ったうえ、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会の意見を取りまとめたうえで開示いたします。また、当社取締役会は大規模買付者と各種条件に関して交渉し、あるいは取締役会で取りまとめた代替案を株主の皆様へ提示する場合があります。大規模買付行為は、この評価期間が経過した後に初めて実施されるべきものとします。

Ⅲ－Ⅱ－Ⅲ．独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランの導入に際し、大規模買付者から提供された大規模買付情報の評価・検討を行い、当社取締役会に意見を提出すること等を目的とした独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者（会社経営に実績のある者または弁護士・公認会計士その他の社外の専門家・学識経験者）から構成されるものとし、その人数は3人以上とします。

Ⅲ－Ⅱ－Ⅳ．独立委員会の権限

独立委員会は、当社取締役会が大規模買付行為への対抗措置等を検討し決定するにあたり、評価期間内に以下の各項について検討のうえ決議し、その結果を理由・根拠等とともに当社取締役会に勧告します。

- ①大規模買付者が濫用的買付け（以下Ⅲ－Ⅲ－Ⅱ．に例示）を行う者に該当するか否か
- ②新株予約権の無償割当てまたはそれ以外の対抗措置を発動することの適否
- ③新株予約権の無償割当てまたはそれ以外の対抗措置の中止、新株予約権の取得の適否
- ④検討期間の延長の要否
- ⑤追加的に大規模買付情報を求めるか否かの判断
- ⑥当社取締役会に対する代替案の提出の要求および当該代替案の検討
- ⑦その他、当社取締役が大規模買付行為に関して独立委員会に諮問した事項

なお、独立委員会は、上記のほか、本プランの修正または変更に関する事項その他当社取締役会が本プランに関して随時諮問する事項の審議を行い、当社取締役会に勧告することができるものとします。

Ⅲ－Ⅲ．大規模買付行為がなされた場合の対応策

Ⅲ－Ⅲ－Ⅰ．本ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が本ルールを遵守しない場合（提供された大規模買付情報が当社取締役会および独立委員会が検討するために必要な情報として不十分であると独立委員会が判断しその旨を当社取締役会に勧告した場合、評価期間中に大規模買付行為が行われる場合を含みます。）、当社取締役会は、当社企業価値の維持および当社株主の皆様の共同の利益保護を目的として、新株発行、または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令、当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。

す。)を講じることがあります。具体的な対抗措置につきましては、その時点で適法かつ相当であると認めるものを選択することとなります。

Ⅲ－Ⅲ－Ⅱ．本ルールが遵守された場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行うことはありえますが、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの（以下に例示）と認められ、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等の適切と考えられる対抗措置をとることがあります。

なお、かかる対抗措置をとる際には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

明らかに濫用目的による大規模買付行為とは、例えば以下のものをいいます。

- ①大規模買付者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で会社または会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付けを行っている場合
- ②会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業情報、主要取引先・顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で株式の買付けを行っている場合
- ③会社経営を支配した後に当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とする目的で株式の買付けを行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業に当面使われていない不動産、有価証券等の資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいはかかる配当による株価の上昇の機会をねらって株式の売りぬけをする目的で株式の買付けを行っている場合
- ⑤買付者の提示する買付方法が、最初の買付けで全株式の買付けを勧誘するのではなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にすることなく、公開買付け等の買付けを行う場合（いわゆる強圧的二段階買付け）

Ⅲ－Ⅲ－Ⅲ．対抗措置の発動停止等

上記のとおりに対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該対抗措置の発動の停止、変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てをすることを決議した場合においても、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次の措置をとることができるものと

します。

- ①当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生後、行使開始期間までの間は、当該新株予約権を当社が無償取得する。

このような措置をとる場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

III-III-IV. 新株予約権の無償割当てに伴い株主および投資家の皆様に必要となる手続

当社取締役会にて、新株予約権の無償割当てをすることを決議した場合には、割当日を公告いたします。割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）に新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義変更手続を行っていただく必要があります（ただし、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込等の手続は不要です。

上記の手続にかかる具体的な方法の詳細は、新株予約権無償割当ての決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

なお、新株予約権の無償割当ての決議がなされた後であっても、当社が当該新株予約権の割当ての中止または新株予約権の当社による無償取得を行う場合には、1株当りの株式価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ちの日以降）に当社の株式の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により損害を被ることがあります。

III-IV. 株主および投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令および証券取引所規則にしたがって、適時適切な開示を行います。

当社取締役会は、上記対抗措置の発動時には、株主および投資家の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、本ルールに違反した大規模買付者については、当該対抗措置が講じられた場合、結果的に法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランは、大規模買付者が本ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

III-V. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成19年6月21日に開催された当社定時株主総会の終了の時から平成22年6月に開催される当社定時株主総会の終了の時までとします。当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても独立委員会の勧告に基づき本プランを修正する場合があります。また、当社取締役会は、本プランの有効期間内であっても本プランを廃止することがあります。

なお、関係法令の制定・改正や証券取引所の規則の制定・改正等により、本プランの変更・修正等が必

要な場合には、当社取締役会の決議（必要に応じて独立委員会の勧告を求めることとします。）に基づき、合理的な範囲内で読み替えて運用することがあります。本プランの基本的な部分の変更・修正等につきましては、直近の定時株主総会に付議し株主の皆様の承認を得ることとします。

IV. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

IV-I. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社取締役会における会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同利益の尊重を前提としており、本プランはこの基本方針に沿って策定されています。具体的には、大規模買付時のルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応策、株主及び投資家の皆様に与える影響、独立委員会の設置と権限、並びに本プランの有効期間等を規定しています。

本プランは、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要十分かつ適切な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。真に、当社の会社経営に参加する意思を持ち、当社企業価値の持続的かつ安定的な向上を目的とする者であれば、他の多くの同種のプランと同様の内容であり、受け入れできるものであると考えます。

従いまして、本プランは、会社支配に関する基本方針の考えに沿うものであると考えます。

IV-II. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、大規模買付者が出現した場合に、①大規模買付者の身元、②大規模買付行為の目的、方法および内容、③大規模買付行為完了後に意図する当社企業価値の持続的かつ安定的な向上策等に関する情報の提供を受けるとともに、当社取締役会が意見の提供あるいは代替案の提示を行うために必要な時間を確保し、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な情報を提供することを主たる目的としております。従いまして、本プランの実施により、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断が可能となりますので、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効並びに更新は、当社株主の皆様の承認を条件としており、また、当社株主の皆様の意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社の株主の共同利益を損なわないことを担保していると考えます。

IV-III. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

第一に、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。この指針は、企業買収に対する過剰防衛を防止するとともに、企業買収及び企業社会の公正なルールの形成を促すために策定されたものです。

第二に、本プランは、大規模買付者に賛同するか否かの判断は最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきという大原則に則り、大規模買付者に対する大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動は、当社株主全体の共同利益を確保するために必要と判断される場合に限定されます。この担保のため、本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合の合理的かつ客観的な要件を予め詳細に開示してお

り、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

第三に、本プランには当初3年の有効期間が定められており、取締役会が単独で有効期間の更新を行うことは出来ず、更新する場合には株主の皆様の承認を要することとしています。尚、有効期間であっても、本プランを取締役会の決議により廃止することが可能となっております。

第四に、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置等を検討し決定する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を当社取締役会は最大限尊重するものとされています。更に、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ることもできます。

このように、本プランは、政府が企業買収に対する過剰防衛を防止するために策定した上記指針に準拠している一方、当社取締役会による適正な運用を担保するための十分な手続きを掲示しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明白であると考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、平成19年4月に、取引銀行6行と金銭消費貸借契約（シンジケートタームローン方式）を締結しております。

5 【研究開発活動】

当社グループにおいて、研究開発活動は主に当社が行っております。

なお、当社グループの研究開発活動は下記のとおりであります。

当社グループの研究開発は、既存事業分野で急務となっている研究課題に取り組むと共に長期的成長の基盤となる新規事業分野に進出すべく、その基礎研究にも努めております。当中間連結会計期間の研究開発費用として4億21百万円投入しました。

上記の額を事業のセグメントに区分することは困難でありますので、省略しております。

当中間連結会計期間における主要課題及び研究開発並びに研究成果は、次のとおりであります。

ここ数年来、人と地球環境にやさしい建築資材製品の開発を主眼として、環境・健康・安心・安全等をキーワードに、エコロジー関連製品や機能性製品の研究開発を行っております。また、これからの高齢化社会に向けてニーズが高まってきている分野に重点を置いた研究開発にも取り組んでおります。

当中間連結会計期間の主な成果としては、バイオマス・プラスチック（植物由来の資源を原料としたプラスチックで二酸化炭素の削減効果を有します。）を利用した製品の開発、原料・成形面で独自に開発した技術を駆使し、リサイクル材を有効活用した「エコランバー瓦葺」等の製品の開発、業界最高水準の性能を有する珪カル調合を使用した押出外装製品に加え、不燃性を活かした押出内装材等の開発、10年塗膜保証品や防汚機能など新たな付加価値をつけた製品開発にも取り組んでいます。

また、新築住宅の安心・安全に寄与できる制震装置として開発した「フクビREQダンパー」は、震度6強の地震を震度5強レベルに低減させ、結果として住宅躯体に損傷が残らないようなレベルにすることが出来る新しい耐震システムで、地震のエネルギーを吸収し、地震の被害を大幅に削減出来る技術として今後の拡大が期待されています。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	63,000,000
計	63,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,688,425	20,688,425	大阪証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第二部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	20,688,425	20,688,425	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	20,688	—	2,194	—	1,511

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社八木熊	福井県福井市照手2丁目6番16号	2,574	12.44
長瀬産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町5-1	2,464	11.91
三井化学株式会社	東京都港区東新橋1丁目5-2	2,002	9.68
日本トレーディング株式会社	東京都中央区日本橋小舟町6番6号	983	4.75
株式会社福井銀行	福井県福井市順化1丁目1番1号	710	3.43
八木 誠一郎	福井県福井市	631	3.05
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1丁目2番26号	625	3.02
昭和興産株式会社	東京都港区赤坂6丁目13番18号	570	2.75
八木 信二郎	福井県福井市	541	2.61
住友化学株式会社	東京都中央区新川2丁目27番1号	464	2.24
計	—	11,564	55.89

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 47,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式2,574,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,885,000	17,874	同上
単元未満株式	普通株式 182,425	—	同上
発行済株式総数	20,688,425	—	—
総株主の議決権	—	17,874	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11,000株含まれております。また、「完全議決権株式(その他)」欄の「議決権の数」の記載に当たっては、証券保管振替機構名義の株式分を除いております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式25株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) フクビ化学工業株式会社	福井県福井市三十八社町 33字66番地	47,000	—	47,000	0.23
(相互保有株式) 株式会社八木熊	福井県福井市照手2丁目 6番16号	2,574,000	—	2,574,000	12.44
計	—	2,621,000	—	2,621,000	12.67

(注) 株式会社八木熊は、当社連結子会社であります。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	650	650	639	645	625	600
最低(円)	601	610	614	623	580	580

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第73期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、第74期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)及び第73期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)について、並びに、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)及び第74期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、永昌監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		5,785		4,887		7,391	
2 受取手形及び売掛金	※3	19,541		20,439		19,537	
3 たな卸資産		6,707		6,755		6,520	
4 未収入金		1,788		1,368		1,416	
5 繰延税金資産		265		337		363	
6 その他		371		223		257	
貸倒引当金		△136		△159		△154	
流動資産合計		34,319	68.6	33,849	67.9	35,330	68.7
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※1						
1 建物及び構築物		4,319		4,077		4,191	
2 機械装置 及び運搬具		2,712		2,433		2,666	
3 工具器具及び備品		675		666		697	
4 土地		2,311		2,313		2,312	
5 建設仮勘定		91	10,108	137	9,627	65	9,931
(2) 無形固定資産		76	0.2	110	0.2	75	0.1
(3) 投資その他の資産							
1 投資有価証券		3,606		4,404		4,308	
2 長期貸付金		2		1		2	
3 長期前払費用		3		3		4	
4 前払年金費用		137		252		193	
5 繰延税金資産		1,197		978		1,001	
6 その他		1,217		1,164		1,163	
貸倒引当金		△628	5,534	△564	6,239	△565	6,106
固定資産合計		15,718	31.4	15,977	32.1	16,112	31.3
資産合計		50,037	100.0	49,826	100.0	51,442	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形及び買掛金	※3	15,808		14,260		15,552	
2 短期借入金		474		695		1,801	
3 1年以内に返済 予定の長期借入金		105		300		113	
4 未払金		137		186		226	
5 未払法人税等		201		221		505	
6 未払費用		1,013		1,030		914	
7 賞与引当金		569		634		625	
8 役員賞与引当金		3		2		4	
9 その他		1,126		861		635	
流動負債合計		19,435	38.8	18,190	36.5	20,375	39.6
II 固定負債							
1 長期借入金		401		1,092		342	
2 長期未払金		746		545		703	
3 繰延税金負債		28		33		35	
4 退職給付引当金		189		191		184	
5 役員退職引当金		1,628		1,540		1,640	
固定負債合計		2,993	6.0	3,400	6.8	2,904	5.6
負債合計		22,427	44.8	21,590	43.3	23,279	45.3
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		2,194		2,194		2,194	
2 資本剰余金		1,511		1,511		1,511	
3 利益剰余金		18,925		19,400		19,243	
4 自己株式		△23		△27		△24	
株主資本合計		22,607	45.2	23,077	46.3	22,924	44.6
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		674		514		684	
2 為替換算調整勘定		△40		29		△8	
評価・換算差額等 合計		634	1.3	543	1.1	677	1.3
III 少数株主持分		4,369	8.7	4,616	9.3	4,563	8.9
純資産合計		27,610	55.2	28,236	56.7	28,164	54.7
負債及び純資産合計		50,037	100.0	49,826	100.0	51,442	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)				
I 売上高			26,009	100.0		23,980	100.0		52,860	100.0	
II 売上原価			19,844	76.3		17,942	74.8		40,251	76.1	
売上総利益			6,165	23.7		6,039	25.2		12,609	23.9	
III 販売費及び一般管理費	※1		5,111	19.7		5,158	21.5		10,264	19.4	
営業利益			1,054	4.1		881	3.7		2,345	4.4	
IV 営業外収益											
1 受取利息			3			3			6		
2 受取配当金			31			32			38		
3 不動産・動産賃貸料			17			15			35		
4 為替差益			24			8			8		
5 持分法による 投資利益			17			21			32		
6 その他	※2		78	169	0.7	154	234	1.0	192	311	0.6
V 営業外費用											
1 支払利息			8			17			19		
2 為替差損			—			—			0		
3 その他	※3		93	101	0.4	243	260	1.1	234	253	0.5
経常利益			1,122	4.3		854	3.6		2,403	4.5	
VI 特別利益											
1 固定資産売却益	※4		—			2			1		
2 投資有価証券売却益			33			37			100		
3 貸倒引当金戻入益			—	33	0.1	8	46	0.2	—	101	0.2
VII 特別損失											
1 固定資産売却損	※5		—			1			—		
2 固定資産除却損	※6		23			87			39		
3 投資有価証券売却損			—			—			1		
4 投資有価証券評価損			1			—			1		
5 役員退職慰労金			5			15			5		
6 取引保証損	※7		—			—			94		
7 関係会社株式評価損			—	28	0.1	—	103	0.4	10	149	0.3
税金等調整前中間 (当期)純利益			1,127	4.3		797	3.3		2,354	4.5	
法人税、住民税及び 事業税			225			205			640		
法人税等調整額			256	482	1.9	192	397	1.7	389	1,029	1.9
少数株主利益			224	0.9		108	0.5		449	0.8	
中間(当期)純利益			422	1.6		292	1.2		876	1.7	

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	2,194	1,511	18,641	△17	22,329
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△136		△136
役員賞与(注)			△3		△3
中間純利益			422		422
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	284	△6	277
平成18年9月30日残高(百万円)	2,194	1,511	18,925	△23	22,607

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	867	△34	833	4,269	27,430
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△136
役員賞与(注)					△3
中間純利益					422
自己株式の取得					△6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△193	△5	△198	101	△98
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△193	△5	△198	101	180
平成18年9月30日残高(百万円)	674	△40	634	4,369	27,610

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	2,194	1,511	19,243	△24	22,924
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△136		△136
中間純利益			292		292
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	156	△3	153
平成19年9月30日残高(百万円)	2,194	1,511	19,400	△27	23,077

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	684	△8	677	4,563	28,164
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△136
中間純利益					292
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△170	37	△133	53	△80
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△170	37	△133	53	73
平成19年9月30日残高(百万円)	514	29	543	4,616	28,236

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	2,194	1,511	18,641	△17	22,329
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注) 1			△271		△271
役員賞与(注) 2			△3		△3
当期純利益			876		876
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	0	602	△7	595
平成19年3月31日残高(百万円)	2,194	1,511	19,243	△24	22,924

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	867	△34	833	4,269	27,430
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注) 1					△271
役員賞与(注) 2					△3
当期純利益					876
自己株式の取得					△7
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△183	27	△156	294	138
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△183	27	△156	294	733
平成19年3月31日残高(百万円)	684	△8	677	4,563	28,164

- (注) 1 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目のほか当連結会計年度中の中間配当を含んでおり
ます。
- 2 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		1,127	797	2,354
減価償却費		597	708	1,314
退職給付引当金の増減額 (減少:△)		△0	7	△5
役員退職引当金の増減額 (減少:△)		△106	△100	△95
賞与引当金の増減額 (減少:△)		△73	9	△17
貸倒引当金の増減額 (減少:△)		68	4	22
長期未払金の増減額 (減少:△)		△164	△158	△206
受取利息及び受取配当金		△34	△36	△44
支払利息		8	17	19
為替差益		△24	△8	△8
投資有価証券売却益		△33	△37	△100
投資有価証券売却損		—	0	1
投資有価証券評価損		1	—	1
関係会社株式評価損		—	—	10
有形固定資産売却益		—	△2	△1
有形固定資産除却損、 売却損		23	88	39
少数株主への役員賞与の 支払額		△3	—	△3
役員賞与の支払額		△3	—	△3
売上債権の増減額 (増加:△)		△1,608	△902	△1,604
たな卸資産の増減額 (増加:△)		514	△235	701
仕入債務の増減額 (減少:△)		△682	△1,291	△938
持分法による投資損益 (益:△)		△17	△21	△32
その他		△660	326	△275
小計		△1,068	△833	1,129
利息及び配当金の受取額		37	53	48
利息の支払額		△8	△11	△19
法人税等の支払額		△467	△489	△581
営業活動による キャッシュ・フロー		△1,506	△1,280	577

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
投資有価証券の 売却による収入		87	39	203
投資有価証券の 取得による支出		△2	△428	△784
有形固定資産の 売却による収入		—	34	2
有形固定資産の 取得による支出		△504	△441	△1,417
その他		△52	△109	△70
投資活動による キャッシュ・フロー		△471	△904	△2,067
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額 (減少:△)		△1,006	△1,106	322
長期借入金の借入 による収入		500	1,000	500
長期借入金の返済 による支出		△63	△63	△115
自己株式の取得による 支出		△6	△4	△7
少数株主持分への 配当金の支払額		△30	△23	△30
配当金の支払額		△136	△136	△271
財務活動による キャッシュ・フロー		△740	△330	399
IV 現金及び現金同等物に係る 為替換算差額		22	11	2
V 現金及び現金同等物の 増加(減少)額		△2,695	△2,504	△1,089
VI 現金及び現金同等物 期首残高		8,480	7,391	8,480
VII 現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高	※	5,785	4,887	7,391

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社数6社 (株)メルツエン、エアサイクルホームシステム(株)、フクビハウジング(株)、FUKUVI USA, INC.、(株)八木熊、リフォジュール(株)</p> <p>(2) 非連結子会社数2社 中央不動産管理(株) フクビバビュー工業(株)</p> <p>非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>	<p>(1) 連結子会社数6社 (株)メルツエン、エアサイクルホームシステム(株)、フクビハウジング(株)、FUKUVI USA, INC.、(株)八木熊、リフォジュール(株)</p> <p>(2) 非連結子会社数2社 中央不動産管理(株) フクビバビュー工業(株)</p> <p>同左</p>	<p>(1) 連結子会社数6社 (株)メルツエン、エアサイクルホームシステム(株)、フクビハウジング(株)、FUKUVI USA, INC.、(株)八木熊、リフォジュール(株)</p> <p>(2) 非連結子会社数2社 中央不動産管理(株) フクビバビュー工業(株)</p> <p>非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社数0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数1社 タイフクビ(株)</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(エアサイクルホーム群馬(株)、エアサイクルホーム新福島(株)他)はそれぞれ中間純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、タイフクビ(株)については、同社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数1社 タイフクビ(株)</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(エアサイクルホーム新福島(株)、エアサイクルホーム会津(株)他)はそれぞれ中間純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(4) 同左</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数1社 タイフクビ(株)</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(エアサイクルホーム群馬(株)、エアサイクルホーム新福島(株)他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、タイフクビ(株)については、同社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社のうち、FUKUVI USA, INC. 社の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>同左</p>	<p>連結子会社のうち、FUKUVI USA, INC. 社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 主として先入先出法による低価法 有形固定資産 主として定率法(ただし、平成10年度の税制改正に伴い、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法)を採用しております。在外連結子会社は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 7～47年 機械装置及び運搬具 4～10年 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 長期前払費用 法人税法の規定と同一の基準により均等償却しております。 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>有価証券 _____</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p>	<p>有価証券 _____</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当中間連結会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が、それぞれ3百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、それぞれ10百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異(2,939百万円)は、親会社での退職給付信託の設定等により1,237百万円を一時費用処理し、残額1,702百万円については10年による按分額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員数の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>ただし、当中間連結会計期間末におきましては、親会社において、退職給付引当金の借方残高(137百万円)を前払年金費用に計上しております。</p> <p>役員退職引当金</p> <p>親会社及び一部の連結子会社において、役員の退職金に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異(2,939百万円)は、親会社での退職給付信託の設定等により1,237百万円を一時費用処理し、残額1,702百万円については10年による按分額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員数の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>ただし、当中間連結会計期間末におきましては、親会社において、退職給付引当金の借方残高(252百万円)を前払年金費用に計上しております。</p> <p>役員退職引当金</p> <p>同左</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異は、主として10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,935百万円)は、親会社での退職給付信託の設定等により1,233百万円を一時費用処理し、残額1,702百万円については10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>ただし、当連結会計年度末におきましては、親会社において、退職給付引当金の借方残高(193百万円)を前払年金費用に計上しております。</p> <p>役員退職引当金</p> <p>親会社及び一部の連結子会社において、役員の退職金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(6) その他	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同左	同左
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、23,241百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、23,601百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(重要な減価償却資産の減価償却方法)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ19百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>—————</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
——	<p>(重要な減価償却資産の減価償却方法)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ89百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	——

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 29,690百万円</p> <p>2 保証債務 他社の金融機関からの借入金に対し、次のとおり保証を行っております。 タイフクビ(株) 2百万円 (560千タイパーツ)</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 28,769百万円</p> <p>2 保証債務 他社の金融機関からの借入金に対し、次のとおり保証を行っております。 タイフクビ(株) 2百万円 (560千タイパーツ)</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 30,150百万円</p> <p>2 保証債務 他社の金融機関からの借入金に対し、次のとおり保証を行っております。 タイフクビ(株) 2百万円 (560千タイパーツ)</p>
<p>※3 中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日の残高に含まれております。 受取手形 476百万円 支払手形 478百万円 また、同様に、次の中間連結会計期間末未決済債権・債務が中間連結会計期間末残高に含まれております。 売掛金 1,131百万円 買掛金 15百万円</p>	<p>※3 中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日の残高に含まれております。 受取手形 553百万円 支払手形 395百万円 また、同様に、次の中間連結会計期間末未決済債権・債務が中間連結会計期間末残高に含まれております。 売掛金 1,842百万円 買掛金 77百万円</p>	<p>※3 当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。 受取手形 584百万円 支払手形 416百万円 また、同様に、次の連結末日未決済債権・債務が連結期末残高に含まれております。 売掛金 1,435百万円 買掛金 55百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 販売費と一般管理費の主要な 費目は次のとおりでありま す。 運送諸掛費 1,429百万円 広告宣伝費 207百万円 従業員給与 1,011百万円 賞与引当金 224百万円 繰入額 退職給付費用 68百万円 減価償却費 110百万円 賃借料 402百万円	※1 販売費と一般管理費の主要な 費目は次のとおりでありま す。 運送諸掛費 1,299百万円 広告宣伝費 216百万円 従業員給与 1,035百万円 賞与引当金 303百万円 繰入額 退職給付費用 66百万円 減価償却費 136百万円 賃借料 418百万円	※1 販売費と一般管理費の主要な 費目は次のとおりでありま す。 運送諸掛費 2,835百万円 広告宣伝費 447百万円 従業員給与 2,024百万円 賞与引当金 582百万円 繰入額 退職給付費用 134百万円 減価償却費 234百万円 賃借料 796百万円
※2 営業外収益・その他の主なも のは次のとおりであります。 保険金及び 23百万円 配当手数料 販売奨励金 6百万円	※2 営業外収益・その他の主なも のは次のとおりであります。 保険金及び 11百万円 配当手数料 販売奨励金 4百万円	※2 営業外収益・その他の主なも のは次のとおりであります。 保険金及び 30百万円 配当手数料 販売奨励金 48百万円
※3 営業外費用・その他の主なも のは次のとおりであります。 クレーム補償金 62百万円	※3 営業外費用・その他の主なも のは次のとおりであります。 クレーム補償金 68百万円	※3 営業外費用・その他の主なも のは次のとおりであります。 クレーム補償金 125百万円
※4 ———	※4 固定資産売却益の主なも のは、工具器具及び備品(1百万 円)であります。	※4 固定資産売却益は当社の工具 器具及び備品(1百万円)であ ります。
※5 ———	※5 固定資産売却損は機械装置及 び運搬具(1百万円)でありま す。	※5 ———
※6 固定資産除却損の主なものは 機械装置及び運搬具(23百万 円)であります。	※6 固定資産除却損の主なものは 機械装置及び運搬具(64百万 円)、建物及び構築物(15百万 円)、工具器具及び備品(9百 万円)であります。	※6 固定資産除却損の主なものは 機械装置及び運搬具(26百万 円)、工具器具及び備品(12百 万円)であります。
※7 ———	※7 ———	※7 取引保証損は架空取引の処理 費用であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	20,688	—	—	20,688

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	32	9	—	41

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 9千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	155	7.5	平成18年3月31日	平成18年6月22日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	155	7.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	20,688	—	—	20,688

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	42	6	0	47

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 6千株

単元未満株式の買増し請求による売却 0千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通株式	155	7.5	平成19年3月31日	平成19年6月22日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	155	7.5	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	20,688	—	—	20,688

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	32	10	0	42

(変動事由の概要)

増加、減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 10千株

単元未満株式の買増し請求による売却 0千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	155	7.5	平成18年3月31日	平成18年6月23日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	155	7.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	155	7.5	平成19年3月31日	平成19年6月22日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 (平成18年9月30日) 現金及び 預金勘定 5,785百万円 <hr/> 現金及び 現金同等物 5,785百万円	※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 (平成19年9月30日) 現金及び 預金勘定 4,887百万円 <hr/> 現金及び 現金同等物 4,887百万円	※ 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成19年3月31日) 現金及び 預金勘定 7,391百万円 <hr/> 現金及び 現金同等物 7,391百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	102	62	40	機械装置及び運搬具	79	36	43	機械装置及び運搬具	106	66	39
工具器具及び備品	566	339	227	工具器具及び備品	519	311	208	工具器具及び備品	572	362	210
計	668	401	267	計	598	347	251	計	678	428	250
② 未経過リース料中間期末残高相当額				② 未経過リース料中間期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 104百万円				1年以内 96百万円				1年以内 98百万円			
1年超 171百万円				1年超 177百万円				1年超 154百万円			
合計 275百万円				合計 273百万円				合計 252百万円			
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料 62百万円				支払リース料 60百万円				支払リース料 119百万円			
減価償却費相当額 59百万円				減価償却費相当額 57百万円				減価償却費相当額 114百万円			
支払利息相当額 3百万円				支払利息相当額 3百万円				支払利息相当額 6百万円			
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				④ 減価償却費相当額の算定方法 同左				④ 減価償却費相当額の算定方法 同左			
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				⑤ 利息相当額の算定方法 同左				⑤ 利息相当額の算定方法 同左			

(有価証券関係)

(前中間連結会計期間末)(平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得価額	中間連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	1,413百万円	3,010百万円	1,596百万円
(2) その他	70百万円	84百万円	14百万円
計	1,483百万円	3,094百万円	1,610百万円

2 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式	261百万円
非上場外国債券	106百万円
その他	12百万円

(注) 時価のない有価証券について1百万円減損処理を行っております。

なお、当該株式の減損処理にあたっては、個々の銘柄の有価証券が50%以上下落した場合、「著しい下落」と判断し減損処理を行っております。

(当中間連結会計期間末)(平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得価額	中間連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	2,509百万円	3,688百万円	1,179百万円
(2) その他	170百万円	182百万円	12百万円
計	2,679百万円	3,870百万円	1,191百万円

2 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式	283百万円
非上場外国債券	56百万円

(前連結会計年度末)(平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得価額	連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	2,102百万円	3,638百万円	1,536百万円
(2) その他	170百万円	187百万円	17百万円
計	2,271百万円	3,824百万円	1,553百万円

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式	258百万円
その他	56百万円

(注) 時価のない有価証券について11百万円減損処理を行っております。

なお、当該株式の減損処理にあたっては、個々の銘柄の有価証券が50%以上下落した場合、「著しい下落」と判断し減損処理を行っております。

また、時価のない株式の減損処理にあたっては、個々の銘柄の有価証券の発行体の財務諸表ベースの財務内容の検討等により実質価格が著しく低下したときは、相当の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

(前中間連結会計期間末)(平成18年9月30日)

デリバティブ取引を利用しておりません。

(当中間連結会計期間末)(平成19年9月30日)

デリバティブ取引を利用しておりません。

(前連結会計年度末)(平成19年3月31日)

デリバティブ取引を利用しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	建築資材 (百万円)	産業資材 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	18,000	4,686	3,323	26,009	—	26,009
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	—	—	—	—	—	—
計	18,000	4,686	3,323	26,009	—	26,009
営業費用	16,430	4,484	3,163	24,077	878	24,955
営業利益	1,569	202	160	1,932	(878)	1,054

(注) 1 当グループの事業区分は、製商品の種類・性質等及び用途を考慮し、建築資材、産業資材、その他に区分しております。

- ① 建築資材……建築用外装材、内装材、システム床材等の製造販売
- ② 産業資材……家電用部材、自動車部材及び家具部材等の製造販売
- ③ その他……精密化工品等の製造販売、並びに繊維糊剤関係事業

2 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は8億78百万円であり、その主なものは、親会社本社の管理本部に係る費用であります。

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 役員賞与引当金(会計方針の変更)」に記載の通り、当中間連結会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間における「建築資材事業」の営業費用は3百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	建築資材 (百万円)	産業資材 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	16,462	3,866	3,652	23,980	—	23,980
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	—	—	—	—	—	—
計	16,462	3,866	3,652	23,980	—	23,980
営業費用	15,438	3,740	2,913	22,091	1,008	23,100
営業利益	1,024	127	739	1,889	(1,008)	881

(注) 1 当グループの事業区分は、製商品の種類・性質等及び用途を考慮し、建築資材、産業資材、その他に区分しております。

- ① 建築資材……建築用外装材、内装材、システム床材等の製造販売
- ② 産業資材……家電用部材、自動車部材及び家具部材等の製造販売
- ③ その他……精密化工品等の製造販売、並びに繊維糊剤関係事業

2 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は10億8百万円であり、その主なものは、親会社本社の管理本部に係る費用であります。

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」及び「追加情報」に記載の通り、当社及び国内連結子会社については、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更により、従来の方法による場合に比べ、当中間連結会計期間における営業費用は「建築資材事業」が14百万円、「産業資材事業」が3百万円、「その他事業」が2百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更により、従来の方法に比べ、当中間連結会計期間における営業費用は「建築資材事業」が67百万円、「産業資材事業」が14百万円、「その他事業」が8百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	建築資材 (百万円)	産業資材 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	36,829	9,364	6,668	52,860	—	52,860
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	—	—	—	—	—	—
計	36,829	9,364	6,668	52,860	—	52,860
営業費用	33,618	9,008	6,038	48,664	1,851	50,515
営業利益	3,210	356	630	4,196	(1,851)	2,345

(注) 1 当グループの事業区分は、製商品の種類・性質等及び用途を考慮し、建築資材、産業資材、その他に区分しております。

- ① 建築資材……建築用外装材、内装材、システム床材等の製造販売
- ② 産業資材……家電用部材、自動車部材及び家具部材等の製造販売
- ③ その他……精密加工品等の製造販売、並びに繊維糊剤関係事業

2 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は18億51百万円であり、その主なものは、親会社本社の管理本部に係る費用であります。

3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要事項 4 会計処理基準に関する事項(3) 重要な引当金の計上基準 役員賞与引当金(会計方針の変更)」に記載の通り、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は、「建築資材事業」が8百万円、「その他事業」が2百万円増加し、それぞれの営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

「全セグメントの売上高の合計額」に占める「日本」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

「全セグメントの売上高の合計額」に占める「日本」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

「全セグメントの売上高の合計額」に占める「日本」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,125円58銭	1株当たり純資産額 1,144円32銭	1株当たり純資産額 1,143円08銭
1株当たり中間純利益 20円43銭	1株当たり中間純利益 14円13銭	1株当たり当期純利益 42円41銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。 算定上の基礎	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。 算定上の基礎	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。 算定上の基礎
1 1株当たり純資産額 純資産の部合計額 27,610百万円 純資産の部合計額から控除する金額 4,369百万円 (うち少数株主持分) (4,369百万円) 普通株式に係る中間期末の純資産額 23,241百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 20,648千株	1 1株当たり純資産額 純資産の部合計額 28,236百万円 純資産の部合計額から控除する金額 4,616百万円 (うち少数株主持分) (4,616百万円) 普通株式に係る中間期末の純資産額 23,620百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 20,641千株	1 1株当たり純資産額 純資産の部の合計額 28,164百万円 純資産の部の合計額から控除する金額 4,563百万円 (うち少数株主持分) 4,563百万円 普通株式に係る期末の純資産額 23,601百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 20,647千株
2 1株当たり中間純利益 中間連結損益計算書上の中間純利益 422百万円 普通株式に係る中間純利益 422百万円 普通株式の期中平均株式数 20,651千株	2 1株当たり中間純利益 中間連結損益計算書上の中間純利益 292百万円 普通株式に係る中間純利益 292百万円 普通株式の期中平均株式数 20,644千株	2 1株当たり当期純利益 連結損益計算書上の当期純利益 876百万円 普通株式に係る当期純利益 876百万円 普通株式の期中平均株式数 20,649千株

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		3,439		2,127		4,762	
受取手形	※3	3,812		3,624		3,943	
売掛金	※3	13,486		14,650		13,107	
たな卸資産		5,526		5,503		5,299	
未収入金		1,857		1,437		1,440	
繰延税金資産		244		282		290	
その他		1,021		473		406	
貸倒引当金		△95		△98		△92	
流動資産合計		29,291	69.0	27,998	67.3	29,157	68.1
II 固定資産							
有形固定資産	※1						
建物		3,296		3,094		3,180	
機械及び装置		2,329		2,066		2,273	
土地		1,702		1,702		1,702	
その他		887		943		892	
有形固定資産合計		8,215	19.4	7,805	18.8	8,048	18.8
無形固定資産		27	0.1	22	0.1	23	0.1
投資その他の資産							
投資有価証券		2,504		3,454		3,309	
繰延税金資産		747		621		599	
その他		2,272		2,283		2,247	
貸倒引当金		△628		△564		△565	
投資その他の資産 合計		4,895	11.5	5,794	13.9	5,590	13.1
固定資産合計		13,137	31.0	13,621	32.7	13,660	31.9
資産合計		42,428	100.0	41,619	100.0	42,817	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
支払手形	※3	8,077		7,140		8,448	
買掛金	※3	6,752		6,389		6,172	
短期借入金		300		100		1,100	
1年以内返済の長期 借入金		—		200		—	
未払金		184		157		230	
未払消費税等		64		91		68	
未払法人税等		124		183		253	
未払費用		926		961		863	
賞与引当金		475		535		528	
その他		1,014		597		460	
流動負債合計		17,916	42.2	16,351	39.3	18,120	42.3
II 固定負債							
長期借入金		—		800		—	
長期未払金		746		545		703	
役員退職引当金		1,093		1,001		1,103	
固定負債合計		1,839	4.3	2,346	5.6	1,807	4.2
負債合計		19,755	46.6	18,698	44.9	19,927	46.5

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
資本金		2,194	5.2	2,194	5.3	2,194	5.1
資本剰余金							
資本準備金		1,511		1,511		1,511	
資本剰余金合計		1,511	3.6	1,511	3.6	1,511	3.5
利益剰余金							
利益準備金		465		465		465	
その他利益剰余金							
技術開発積立金		110		110		110	
特定資産圧縮積立金		83		79		82	
特別償却積立金		11		6		9	
配当平均積立金		62		62		62	
別途積立金		10,000		10,000		10,000	
繰越利益剰余金		7,588		8,008		7,797	
利益剰余金合計		18,318	43.2	18,730	45.0	18,525	43.3
自己株式		△23	△0.1	△27	△0.1	△24	△0.1
株主資本合計		21,999	51.9	22,407	53.8	22,206	51.9
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		674		514		684	
評価・換算差額等 合計		674	1.6	514	1.2	684	1.6
純資産合計		22,673	53.4	22,921	55.1	22,890	53.5
負債・純資産合計		42,428	100.0	41,619	100.0	42,817	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			22,064	100.0		20,631	100.0		44,509	100.0
II 売上原価	※5		17,125	77.6		15,564	75.4		34,534	77.6
売上総利益			4,939	22.4		5,067	24.6		9,975	22.4
III 販売費及び一般管理費	※5		4,308	19.5		4,351	21.1		8,665	19.5
営業利益			630	2.9		715	3.5		1,310	2.9
IV 営業外収益	※1		124	0.6		229	1.1		304	0.7
V 営業外費用	※2		96	0.4		247	1.2		243	0.5
経常利益			659	3.0		697	3.4		1,371	3.1
VI 特別利益	※3		—	—		39	0.2		1	0.0
VII 特別損失	※4		28	0.1		101	0.5		48	0.1
税引前中間(当期) 純利益			631	2.9		634	3.1		1,325	3.0
法人税、住民税 及び事業税		112			172			349		
法人税等調整額		155	267	1.2	103	275	1.3	250	599	1.3
中間(当期)純利益			364	1.6		360	1.7		726	1.6

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	2,194	1,511	0	1,511
中間会計期間中の変動額				
積立金の取崩(注)1				
剰余金の配当(注)2				
中間純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—
平成18年9月30日残高(百万円)	2,194	1,511	0	1,511

	株主資本							
	利益剰余金							利益剰余金合計
	利益準備金	その他利益剰余金						
技術開発積立金		特定資産圧縮積立金	特別償却積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	465	110	93	30	62	10,000	7,350	18,109
中間会計期間中の変動額								
積立金の取崩(注)1			△10	△19			29	—
剰余金の配当(注)2							△155	△155
中間純利益							364	364
自己株式の取得								—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△10	△19	—	—	238	209
平成18年9月30日残高(百万円)	465	110	83	11	62	10,000	7,588	18,318

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△17	21,797	867	867	22,664
中間会計期間中の変動額					
積立金の取崩(注)1		—			—
剰余金の配当(注)2		△155			△155
中間純利益		364			364
自己株式の取得	△6	△6			△6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)			△193	△193	△193
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△6	203	△193	△193	9
平成18年9月30日残高(百万円)	△23	21,999	674	674	22,673

(注) 1 平成18年6月の定時株主総会における利益処分のほか当中間会計期間中の変動額を含んでおります。

2 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	2,194	1,511	0	1,511
中間会計期間中の変動額				
積立金の取崩				—
剰余金の配当				—
中間純利益				—
自己株式の取得				—
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	0	0
平成19年9月30日残高(百万円)	2,194	1,511	0	1,511

	株主資本							
	利益剰余金							利益剰余金合計
	利益準備金	その他利益剰余金						
技術開発積立金		特定資産圧縮積立金	特別償却積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高(百万円)	465	110	82	9	62	10,000	7,797	18,525
中間会計期間中の変動額								
積立金の取崩			△3	△3			6	—
剰余金の配当							△155	△155
中間純利益							360	360
自己株式の取得								—
自己株式の処分								—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△3	△3	—	—	211	205
平成19年9月30日残高(百万円)	465	110	79	6	62	10,000	8,008	18,730

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	△24	22,206	684	684	22,890
中間会計期間中の変動額					
積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△155			△155
中間純利益		360			360
自己株式の取得	△4	△4			△4
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)			△170	△170	△170
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△3	202	△170	△170	31
平成19年9月30日残高(百万円)	△27	22,407	514	514	22,921

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	2,194	1,511	0	1,511
事業年度中の変動額				
積立金の取崩(注)1				—
剰余金の配当(注)2				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	0	0
平成19年3月31日残高(百万円)	2,194	1,511	0	1,511

	株主資本							
	利益剰余金							利益剰余金 合計
	利益準備金	その他利益剰余金					繰越利益 剰余金	
技術開発 積立金		特定資産圧 縮積立金	特別償却 積立金	配当平均 積立金	別途積立金			
平成18年3月31日残高(百万円)	465	110	93	30	62	10,000	7,350	18,109
事業年度中の変動額								
積立金の取崩(注)1			△11	△21			32	—
剰余金の配当(注)2							△310	△310
当期純利益							726	726
自己株式の取得								—
自己株式の処分								—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△11	△21	—	—	447	416
平成19年3月31日残高(百万円)	465	110	82	9	62	10,000	7,797	18,525

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△17	21,797	867	867	22,664
事業年度中の変動額					
積立金の取崩(注)1		—			—
剰余金の配当(注)2		△310			△310
当期純利益		726			726
自己株式の取得	△7	△7			△7
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△183	△183	△183
事業年度中の変動額合計(百万円)	△7	409	△183	△183	226
平成19年3月31日残高(百万円)	△24	22,206	684	684	22,890

- (注) 1 平成18年6月の定時株主総会における利益処分のほか当事業年度中の変動額を含んでおります。
 2 平成18年6月の定時株主総会における利益処分のほか当事業年度中の中間配当を含んでおります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券	<p>子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法</p> <p>満期保有目的の債券 ……償却原価法(定額法)</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ……中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの ……移動平均法による原価法</p>	<p>同左</p> <p>——</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>——</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>同左</p>
(2) たな卸資産	<p>製品……先入先出法に基づく低価法</p> <p>商品……先入先出法に基づく低価法</p> <p>原材料……先入先出法に基づく低価法</p> <p>仕掛品……先入先出法に基づく低価法</p> <p>貯蔵品……先入先出法に基づく低価法</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産	<p>定率法を採用しております。</p> <p>ただし、平成10年度の法人税法改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 7～47年</p> <p>機械装置及び車両運搬具 4～8年</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
無形固定資産	<p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
長期前払費用	<p>法人税法の規定と同一の基準により均等償却しております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異(2,930百万円)については、退職給付信託の設定により1,228百万円を一時費用処理し、残額1,702百万円については10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>ただし、当中間会計期間末におきましては、退職給付引当金の借方残高(137百万円)を前払年金費用に計上しております。</p> <p>役員退職引当金</p> <p>役員の退職金に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異(2,930百万円)については、退職給付信託の設定により1,228百万円を一時費用処理し、残額1,702百万円については10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>ただし、当中間会計期間末におきましては、退職給付引当金の借方残高(252百万円)を前払年金費用に計上しております。</p> <p>役員退職引当金</p> <p>同左</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>ただし、当事業年度末におきましては、退職給付引当金の借方残高(193百万円)を前払年金費用に計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異は、10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,930百万円)については、退職給付信託の設定により1,228百万円を一時費用処理し、残額1,702百万円については10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>役員退職引当金</p> <p>役員の退職金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、 税抜方式によっておりま す。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、22,673百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 この変更による中間財務諸表への影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、22,890百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 この変更による財務諸表への影響はありません。</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ18百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ83百万円減少しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	26,625百万円	25,504百万円	26,975百万円
2 保証債務	金融機関からの借入金に対する保証 関係会社 タイフクビ(株) (560千タイパーツ) 2百万円 FUKUVI USA, INC. (1百万米ドル) 118百万円	金融機関からの借入金に対する保証 関係会社 タイフクビ(株) (560千タイパーツ) 2百万円 —	金融機関からの借入金に対する保証 関係会社 タイフクビ(株) (560千タイパーツ) 2百万円 —
※3 中間期末日(期末日)未決済手形等	中間会計期間末日満期手形については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれております。 受取手形 384百万円 支払手形 105百万円 また、同様に、次の中間会計期間末未決済債権・債務が中間会計期間末日残高に含まれております。 売掛金 1,112百万円 買掛金 211百万円	中間会計期間末日満期手形については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれております。 受取手形 433百万円 支払手形 42百万円 また、同様に、次の中間会計期間末未決済債権・債務が中間会計期間末日残高に含まれております。 売掛金 1,811百万円 買掛金 290百万円	事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれております。 受取手形 512百万円 支払手形 54百万円 同様に、次の事業年度末日未決済債権・債務が事業年度末日残高に含まれております。 売掛金 1,418百万円 買掛金 239百万円

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち 主要なもの			
受取利息	1百万円	2百万円	3百万円
受取配当金	48百万円	60百万円	55百万円
保険金及び 配当手数料	18百万円	9百万円	23百万円
販売奨励金	6百万円	4百万円	48百万円
※2 営業外費用のうち 主要なもの			
支払利息	3百万円	7百万円	5百万円
クレーム補償金	60百万円	66百万円	123百万円
※3 特別利益のうち 主要なもの			
工具器具及び備 品売却益	—	1百万円	1百万円
投資有価証券売 却益	—	36百万円	—
※4 特別損失のうち 主要なもの			
役員退職金	—	15百万円	5百万円
建物除却損	—	12百万円	1百万円
機械及び装置除 却損	22百万円	62百万円	24百万円
工具器具及び備 品除却損	—	9百万円	12百万円
※5 減価償却実施額			
有形固定資産	512百万円	609百万円	1,129百万円
無形固定資産	5百万円	2百万円	10百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	32	9	—	41

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 9千株

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	42	6	0	47

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 6千株

単元未満株式の買増し請求による売却 0千株

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	32	10	0	42

(変動事由の概要)

増加、減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 10千株

単元未満株式の買増し請求による売却 0千株

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記																																																
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>522</td> <td>304</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>542</td> <td>314</td> <td>229</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	20	10	11	工具器具及び備品	522	304	218	計	542	314	229	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>27</td> <td>4</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>502</td> <td>299</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>529</td> <td>304</td> <td>225</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	27	4	23	工具器具及び備品	502	299	202	計	529	304	225	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>26</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>551</td> <td>348</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>578</td> <td>359</td> <td>219</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	26	11	14	工具器具及び備品	551	348	204	計	578	359	219
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
車両及び運搬具	20	10	11																																															
工具器具及び備品	522	304	218																																															
計	542	314	229																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
車両及び運搬具	27	4	23																																															
工具器具及び備品	502	299	202																																															
計	529	304	225																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
車両及び運搬具	26	11	14																																															
工具器具及び備品	551	348	204																																															
計	578	359	219																																															
② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																																																
<table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>89百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>148百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>237百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	89百万円	1年超	148百万円	合計	237百万円	<table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>86百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>160百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>247百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	86百万円	1年超	160百万円	合計	247百万円	<table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>134百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>221百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	87百万円	1年超	134百万円	合計	221百万円																														
1年内	89百万円																																																	
1年超	148百万円																																																	
合計	237百万円																																																	
1年内	86百万円																																																	
1年超	160百万円																																																	
合計	247百万円																																																	
1年内	87百万円																																																	
1年超	134百万円																																																	
合計	221百万円																																																	
③ 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③ 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																
<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	49百万円	減価償却費相当額	47百万円	支払利息相当額	2百万円	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>54百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>51百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	54百万円	減価償却費相当額	51百万円	支払利息相当額	3百万円	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>97百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	97百万円	減価償却費相当額	93百万円	支払利息相当額	5百万円																														
支払リース料	49百万円																																																	
減価償却費相当額	47百万円																																																	
支払利息相当額	2百万円																																																	
支払リース料	54百万円																																																	
減価償却費相当額	51百万円																																																	
支払利息相当額	3百万円																																																	
支払リース料	97百万円																																																	
減価償却費相当額	93百万円																																																	
支払利息相当額	5百万円																																																	
④ 減価償却費相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額の算定方法																																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																																
⑤ 利息相当額の算定方法	⑤ 利息相当額の算定方法	⑤ 利息相当額の算定方法																																																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左	同左																																																

(有価証券関係)

(前中間会計期間末)(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

(当中間会計期間末)(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

(前事業年度末)(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

[前へ](#)

(2) 【その他】

中間配当について

平成19年11月14日開催の取締役会において、第74期の中間配当について、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 中間配当金の金額 | 155百万円 |
| ② 1株当たりの中間配当金 | 7円50銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成19年12月10日 |

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第73期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年6月25日 北陸財務局長に提出。
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第73期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年9月10日 北陸財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

フクビ化学工業株式会社
取締役会 御中

平成18年12月20日

永昌監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 俊 雄 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 福 田 日 出 夫 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフクビ化学工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、フクビ化学工業株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、会社は、当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

フクビ化学工業株式会社
取締役会 御中

平成19年12月21日

永昌監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 栄 一 ㊞

業務執行社員 公認会計士 前 川 慎 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフクビ化学工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、フクビ化学工業株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

フクビ化学工業株式会社
取締役会 御中

平成18年12月20日

永昌監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松田俊雄 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 福田日出夫 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフクビ化学工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第73期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フクビ化学工業株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

フクビ化学工業株式会社
取締役会 御中

平成19年12月21日

永昌監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 栄 一 ㊞

業務執行社員 公認会計士 前 川 慎 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフクビ化学工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第74期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フクビ化学工業株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。